

南木曾町

次世代育成支援行動計画

後期計画

(計画期間：平成22年度～平成26年度)

笑顔あふれる子どもを育て
だるん



平成23年3月
南木曾町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 基本目標と基本的な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～4

第3章 今後の具体的な方向性

1. 子どもの豊かな心を育む
 - (1) 児童遊園遊具の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 自然を生かした遊びの確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 保育所の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (4) 学校教育（小学校・中学校等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～8
 - (5) 図書館機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (6) 次世代の親づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2. 子どもの健やかな成長を支える
 - (1) 安全な妊娠・出産の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (2) 性教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (3) 不妊相談・治療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (4) 医療体制・医療サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (5) 療育体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (6) 障害のある子への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (7) 食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (8) 乳幼児健康診査体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (9) 育児相談・親子教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (10) 家族計画指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (11) 訪問指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (12) 歯科保健・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (13) 子どもの人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (14) 思春期の健康と性の問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15～16
 - (15) 思春期の心の問題～不登校対策を中心に～・・・・・・・・・・・・ 16
 - (16) 「いじめ」の問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16～17
 - (17) 各関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
3. 子どもと親の生活基盤を支える
 - (1) 母子家庭・父子家庭等の自立支援の推進・・・・・・・・・・・・ 18

(2) 児童虐待防止対策の充実	18～19
(3) 障害のある子の在宅サービスの充実	19
(4) 相談	19
4. 生き生きと楽しい子育てを応援する	
(1) 地域子育て支援センター	20
(2) おやこのひろばの充実	20
(3) 子育て情報を発信	21
(4) 研修・学習会の推進	21
5. 子育てと仕事の両立を支える	
(1) ファミリーサポートセンター	22
(2) 延長保育サービス	22
(3) 一時保育サービス	22
(4) 休日保育サービス	23
(5) 障害のある子の保育	23
(6) 病児・病後児保育サービス	23
(7) 放課後子どもプラン	23～24
(8) 相談窓口の連携	24
(9) 広報・啓発の推進	24
6. 子どもと子育てを支える地域づくり	
(1) 子育てサークルをサポート	25
(2) 子どもの健全な育成を推進	25～26
(3) 子どもと子育てを支える社会環境づくり	26
(4) 公民館・社協・スポーツ団体等との連携	26～27
(5) 地域において子どもや子育てを支えるという関心高揚	27
7. 子どもが安心して生活できる環境をつくる	
(1) 交通安全教室の開催	28
(2) 子どもを対象とした防犯指導の実施	28
(3) 「子どもを守る安心の家」等緊急避難場所の設置	29
(4) 学校等における防犯（危機管理）のための施設整備	29
(5) 野生動物への対応	29

第4章 資料編

■ 南木曾町地域福祉計画策定推進懇話会設置要綱	30
■ 地域福祉計画策定フローチャート	31～32
■ 地域福祉計画策定推進懇話会（子育て部会）名簿	33
■ 子育て部会調整会議メンバー	34

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国は、急速な少子化が進んでいます。少子化対策の取り組みとして、国では、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主は行動計画の策定を通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。しかし、予想以上の少子化の進行が見られることから、平成19年に「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として取り組む「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がまとめられ、市町村には子育て支援の社会的基盤の充実が求められています。

当町においても、少子高齢化、核家族化の進行などにより、子どもを取り巻く状況は厳しくなっています。次代を担う子どもとすべての子育て家庭の支援策として、一人の子どもが生まれてから成長する過程を総合的に支援することを目指し、「笑顔あふれる子どもを育む なぎそ」を基本理念に「南木曾町次世代育成支援行動計画」（以下、「前期計画」という。）を平成17年4月に策定しました。

この前期計画期間における国や社会の動向、これまで当町で実施してきた子どもに関する施策・事業の実績評価を踏まえ、今後さらに、安全・安心に子育てしやすい環境の実現や仕事と生活の調和の推進に重点を置き、関係機関や事業所、そして町民との協働による取り組みとして、後期計画を策定するものです。

2 計画の期間

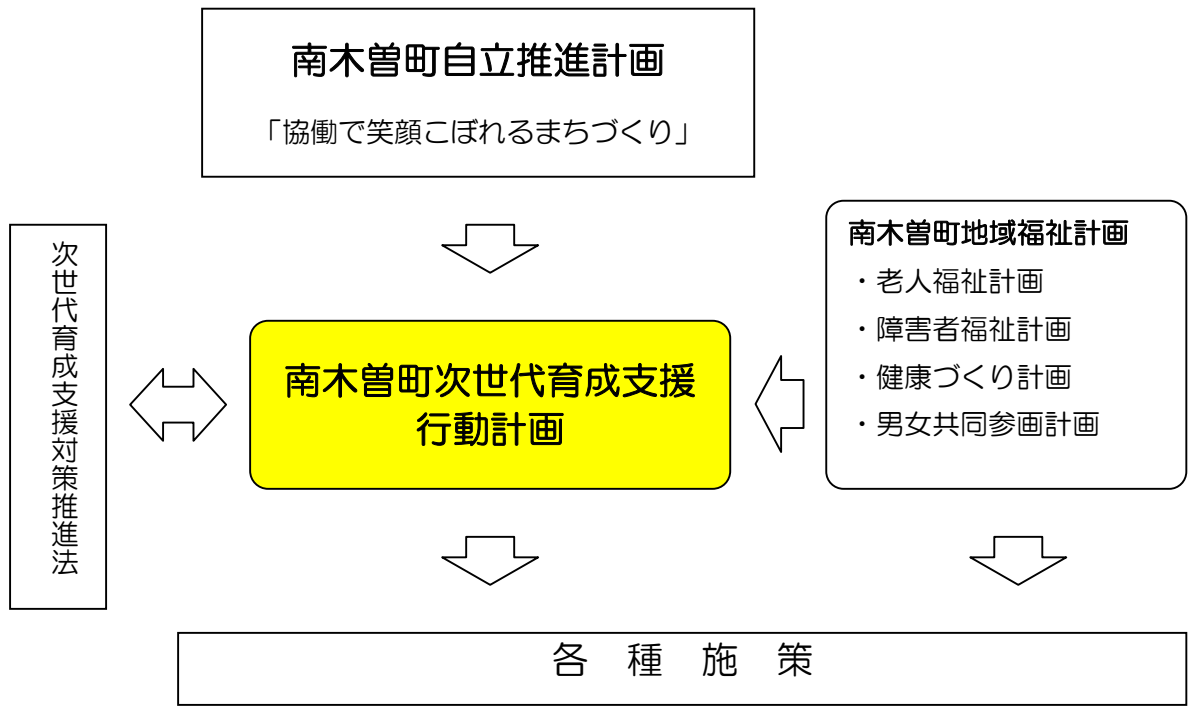
本計画は、「次世代育成支援対策推進法」で規定する10年間の集中的な取り組み期間のうち、平成17年度からの5年間の前期計画とし、平成22年度から26年度までの5年間の後期計画の計画期間とします。

なお、計画期間中であっても、社会・経済情勢の変化や、様々な状況の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置づけ

この後期計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づき、すべての子どもと子育て家庭への支援策として、当町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を定めています。なお、本計画において「子ども」とは、概ね18歳未満としています。

また、この計画は、国の動向や町の現状を踏まえるとともに、自立推進計画、地域福祉計画などの関連計画との整合性も図りながら策定しています。



第2章

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画策定にあたっては、平成17年4月に策定した前期計画との継続性並びに整合性を図るため、前期計画の基本理念を継承します。

この基本理念のもとに、前期計画に引き続き取り組む施策も含め、基本目標、基本施策を見直しました。これからも町民や地域、関係団体、事業所、関係機関などと行政が連携し、子育てしやすいまちづくりを推進していきます。

【基本理念】

笑顔あふれる子どもを育む なぎそ

2 基本目標と基本的な施策

後期計画の基本目標については、前期計画の見直しを行い、国の行動計画策定指針等を踏まえ、「笑顔あふれる子どもを育む なぎそ」の実現に向けて、前期計画に引き続き下記のとおり3つの基本目標を柱とし7つの基本的な施策に取り組みます。

基本目標

- (1) 子どもがのびのび・すくすく成長できるまちづくり
- (2) 健やかに子どもを産み、楽しく子育てできるまちづくり
- (3) 地域で子どもと子育てを支える環境づくり

基本的な施策

- (1) 子どもの豊かな心を育む
- (2) 子どもの健やかな成長を支える
- (3) 子どもと親の生活基盤を支える
- (4) 生き生きと楽しい子育てを応援する
- (5) 子育てと仕事の両立を支える
- (6) 子どもと子育てを支える地域づくり
- (7) 子どもが安心して生活できる環境をつくる

南木曾町次世代育成支援行動計画 体系図



第3章 今後の具体的な方向性

1 子どもの豊かな心を育む

(1) 児童遊園遊具の整備

【現状と課題】

近年、児童公園における「ブランコ」・「回転遊具」等の遊具での死亡・重傷事故の増加に伴い、遊び場での安全に対する社会的関心は高まっています。こうしたなかで、危険遊具の撤去や公園を廃止する自治体も少なくありません。

町では、子どもたちが遊びを通して身体も心も発育・発達し、創造性、主体性などを向上できる場を無くさないよう平成16年3月に国土交通省から出された「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」により、毎年、町内11か所の児童遊園と保育園3箇所の遊具の安全性について一斉点検を行い、安心して遊べる場所の提供に努めているところです。また、安全な使用を促すため遊具設置箇所には「警告表示板」の設置や保育園保護者へテキストを配布するなど啓発による児童の安全確保にも努めています。

【今後の方向性】

町では、今後も引き続き児童遊園での遊具の安全点検を行うとともに、安全な使用方法の周知、施設の補修などに努めていきます。

施設の管理については、遊具本体の管理は町で行います。毎年1回の安全点検を実施し、遊具の損傷や倒壊など遊具自体に起因する事故防止に努めます。遊具が危険な状態と判断されたときは使用禁止等の措置を取り、状況に応じて修理又は撤去を行います。

遊園遊具の維持管理（草刈・ペンキ塗り等）は、原則として地区にお願いしています。

児童遊園・遊具の状況

No.	地区別	名 称	遊 具 の 状 況				管理者
			ブランコ	滑り台	鉄 棒	そ の 他	
1	北 部	本谷児童遊具	●	●	●		区 長
2	三留野	南栄町児童遊園SL公園	●				区 長
3		高瀬教員住宅前	●		●	2連シーソー	● 区 長
4		神戸住宅団地	●	●		フープジャングル	● 区 長
5		和合南集会所広場	●				区 長
6		天白イベント広場				コンビネーション遊具	● 町
7	蘭	旧蘭小学校児童遊園	●		●	滑り台付きジャングルジム	● 地振会長
8		上段宮上児童遊具	●		●	2連シーソー	● 区 長
9	広 瀬	広瀬運動広場	●	●		ロッキング遊具 ラダー	● ● 地振会長
10	田 立	元組児童遊園	●	●	●		区 長
11		大野正兼集会所広場	●		●	シーソー	● 区 長
12		旧田立小学校児童遊園	●	●	●	雲梯 吊り輪ジム	● ● 地振会長
13		深山町営住宅	●		●		区 長

(2) 自然を生かした遊びの確保

【現状と課題】

自然に恵まれた南木曾町ですが、テレビ・ゲーム等の普及に伴い外で遊ぶ子どもの減少が見られるようになり、子どもの体力低下が問題となっています。

【今後の方向性】

幼児期からの体験が重要であるため、自然を取り入れた遊びの情報提供や親子で体験できるような遊びの場を確保しながら、保育園・学校と連携を取り子どもの体力向上に努めます。

(3) 保育所の充実

【現状と課題】

町では、都会への流出による人口の減少とともに少子化が進み、平成 20 年度には妻籠保育園が読書保育園へ統合され、現在は公立 3 保育所（読書保育園・蘭保育園・田立保育園）での運営となっています。年間の出生数は 40 人前後で推移していますが、今後も園児数の減少が避けられない見通しとなっています。

家庭や地域において、人や自然と関わる経験が少なくなり、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムがつかれないことなど、子どもの生活が変化しています。

また、家庭内や地域と交わる機会が少なく、育児不安や悩みを解消できない保護者が増加傾向にあり、養育力の低下は否めません。

このように家庭をとりまく環境が大きく変化する中、保育所の役割も大変重要となっています。

現在、保育所では、施設の老朽化が進んでおり、子どもたちにとって、より良い保育環境の下で

集団生活を送ることができるよう新保育所の整備計画を決定し、実行する必要があります。

【今後の方向性】

発達の個人差に留意するとともに、個別に丁寧に対応し、一人一人の心身の状態や家庭生活の状況などを踏まえて、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるように支援することが重要です。

保育所では、入所する子どもの最善の利益を考慮し、最もふさわしい生活の場となるよう努めるとともに、地域の様々な人や場所、機関等と連携を図りながら、地域に開かれた安心で安全な保育所として、地域の子育て力の向上に貢献していきます。

保育所における保護者への支援は保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は、特に重要なものであるため、その特性を活かし保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について職員間の連携を図りながら積極的に取り組みます。

(4) 学校教育（小学校・中学校等）

ア 確かな学力の向上

【現状と課題】

教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携して常に適切な対応を図ることが大切ですが、子どもにとって学力や集団生活などの社会性を習得する重要な場はやはり学校です。

児童生徒一人ひとりの自主性の尊重・基礎学力の定着・個性や能力の一層の伸長など学力の向上を推進することが求められています。

こうした中で、文部科学省が学級編制基準に弾力化規定を定めたことにより、長野県では小学校に30人規模学級（35人基準）を実現しています。さらに、当町においては、町費でチームティーチング等のための講師を配置しています。

【今後の方向性】

集団生活のなかで個々に応じた教育を今まで以上に推進していく一方、児童生徒にとって学校が楽しく、魅力的な存在になるよう創意工夫に富んだ教育活動に努めます。

「生きる力」の育成のため社会と関わる機会を増やすとともに、「確かな学力」の習得のため、効果的な教育方策を教職員とともに実践していきます。

さらに、研究実践を通じて、教職員の資質の向上を図ります。

イ 豊かな心の育成

【現状と課題】

複雑化する社会情勢のなか、心の教育の充実が早急に求められています。学校における道徳教育は教育活動全体で実践されていますが、学校だけでは不十分な面がでてきており、学校・家庭・地域社会の連携を一層図っていく必要があります。

また、これまでの研修会や講演会等の内容についてもより充実させていく必要があります。

一方、学校教育だけでは経験できない地域の伝統文化の伝承や様々な生活習慣などの体験学習指導に地域住民が参加し、子どもと地域が関わりを持つことは、子ども達が自分の住む町に誇りを持ち、ふるさとへの思いを強めることに役立ちます。

【今後の方向性】

子どもたちが伝承文化、行事に参加することが地域の活性化にもつながります。地域資源であるひと・ものを活用し、多くの住民が学校との関わりを持ち、学校づくり、地域づくり、地域コミュニティづくりをお互いに支援し合えるような事業を展開していきます。

学校においては、読書活動、文化・芸術活動、福祉活動を「豊かな心の育成」の一環として取り入れています。また、教育充実のため、教職員を対象とした研修会や、保護者・地域の方々を含めた研修会及び講演会等を開催し、学校・家庭・地域の連携を一層進めます。

ウ 健やかな体の育成

【現状と課題】

生活の利便化等により、子どもの体力・運動能力が低下しています。また、少子化に伴う児童生徒数の減少等により、地域・学校におけるスポーツ活動に支障が生じるなど、子どもたちを取り巻く環境が変化しています。

【今後の方向性】

子どもたちが積極的にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ環境（指導員、施設等）の整備を図ります。

エ 信頼される学校づくり

【現状と課題】

小学校・中学校では、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する観点から、内外からの評価を取り入れ、より良い学校経営に努めています。

【今後の方向性】

子どもの将来性を考え、より高い教育効果を実現するため、保護者や地域住民からの評価を取り入れながら児童生徒、保護者、地域に今後とも「信頼される学校づくり」に努めていきます。

それぞれの学校の主な取り組み（学校目標）

南木曾小学校

- ・えがお（笑顔）＝自分も友達も大事にする子ども
- ・あせ（汗）＝ねばり強く最後までやり抜く子ども
- ・ゆめ（夢）＝ふるさとにゆめとほこりをもつ子

この3点を学校の重点目標として進めていきます。

南木曾中学校

命あるものをいとおしみ、人にも物にも思いを寄せ、目を止める生徒、自己の問題をつかみ、それをじっくり考え、自分の能力と個性を出しきってどこまでも迫っていく生徒、日々新しく現状を乗り越え、より高い世界へ飛躍しようとする生徒を育成します。

(5) 図書館機能の充実

【現状と課題】

町には、現在図書館がなく、公民館図書室の活用を図っています。現在の蔵書数は、約 4,500 冊でこの内約 220 冊は県立長野図書館からの借り受け図書です。

年間貸出数は、約 1,200 冊です。

小中学校では、朝の読書活動が取り組まれており、小学校では、ボランティアの方による読み聞かせ等も行われています。

【今後の方向性】

読み聞かせなどの読書ボランティアの育成、ネットワーク化を進めながら、読書活動の一層の推進を図ります。南木曾会館内にある図書室を、誰もが自由に利用できるよう努めます。

現在の公民館図書室の機能充実を図るため、蔵書の充実に努めます。

(6) 次世代の親づくり

【現状と課題】

時代の変化とともに家族を取り巻く環境が急速に変化しています。地域の関係が希薄となる中で、孤立して悩む母親の姿も増えており、親を精神的に支援する取り組みや地域とのつながりが必要です。

【今後の方向性】

町の子育て支援事業として実施している「おやこのひろば」や「保育園開放」等の利用促進と、今後実施を計画している「一時預かり」の早期実現を図ります。子どもや親が孤立化しないよう、引き続き親子で楽しめる場、安心して話せる場を提供するとともに情報を発信していきます。

また、地域の中で子育てしていくために、地域の方等との交流等世代間交流の推進を図ります。



2 子どもの健やかな成長を支える

(1) 安全な妊娠・出産の支援

【現状と課題】

町では、14 回分の妊婦健診を、県内及び岐阜県の医療機関に委託し実施しています。必要時には、保健師・管理栄養士が家庭訪問等を実施しています。

「マタニティサロン」は、年 3 回開催しています。初産・経産にかかわらず参加できますが参加者数が変動している状況です。

「両親学級」は、年 3 回開催しており、夫婦そろって参加する人が多くなっています。母性保護の観点から産前産後の休暇や、育児休暇等の実態把握がされていないため、課題が整理されていない状況です。

【今後の方向性】

- 妊婦健診の継続と医療機関との連携
- 相談しやすい体制づくり……既存の事業の検討と両親学級の充実
- 妊娠中及び出産・育児のための労働環境の実態把握と課題の整理
- 職域への啓発と連携

(2) 性教育の充実

【現状と課題】

安全な妊娠・出産のために性教育は重要な役割をもっており、小中学校においてそれぞれ性教育が行われている状況です。各年齢に即した一貫性のある性教育が必要です。

【今後の方向性】

各年齢に即した一貫性のある性教育体系の構築に取り組むとともに、子どもたちだけでなく保護者にも共通の視点から働きかけしていくことに努めます。

自分も他人も大切にできる子どもを育てるために各年代に応じた一貫した性教育体系をつくります。

(3) 不妊相談・治療の充実

【現状と課題】

不妊相談や治療は、医療機関での対応がほとんどであり、相談がある場合は保健所及び医療機関と連携しながら行っています。

【今後の方向性】

医療機関や教育機関等との連携により、相談機能の充実や啓発に努めます。

長野県で実施している不妊治療費助成事業の周知、活用に努めます。

(4) 医療体制・医療サービスの充実

【現状と課題】

町内及び近隣市町村に小児科医院や病院はいくつかあり、選択して受診できています。予防接種もかかりつけの医師のもとで安全に実施できるように個別接種で行っています。しかし、小児緊急医療体制については、整備されていません。

【今後の方向性】

- 安心して受診・相談できるよう、主治医が持てるように働きかけを行います。
- 近隣市町村と連携し、小児緊急医療体制の確立に向けて働きかけます。
- 予防接種の安全確保のため、個別予防接種方式を継続します。
- 長野県小児救急電話、長野医療情報 Net など利用できる情報の周知を行います。

(5) 療育体制の充実

【現状と課題】

現在、療育専門の医療機関は郡内にはなく、県立こども病院（安曇野市）、愛知県コロニー（春日井市）等へ出かけなければ療育が受けられない現状です。専門医療機関は町から遠いところにあります。保健師、教師、保育士が同伴受診をしながら療育機関と連携をとり、助言・援助を受けています。木曾郡内には、児童デイサービス、子供センターが1ヶ所あり、集団の中で療育を受けることができます。

また、木曾障害者総合支援センター「ともに」の事業である巡回療育相談が町内で行われており、そこで相談等を受け、必要に応じ専門機関等へつなげていますが、巡回数は削減されています。

遠方で療育を受けている子どもも、巡回療育を受けられるよう連携をとることが望まれています。

【今後の方向性】

郡内や近くの医療機関で療育が受けられるよう体制整備が望まれますが、当面、現在の療育機関との連携を継続します。

専門医療機関からの医療スタッフの派遣について、関係機関と連携を取りながら検討します。

(6) 障害のある子への支援

【現状と課題】

町では、発達の遅れや障害のある子を持つ親の会（育ちの会ぱれっと）があり、自主的な活動を支援しています。会の開催時には、助言者として保健師や福祉係が参加しています。

小中学校では、木曾養護学校等との交流事業を開催しています。

【今後の方向性】

- 地域や各関係分野での相互理解を深めるための啓発
- 教育機関での交流事業の継続と充実
- 親の会への支援の継続
- 障害のある子への支援の継続
- 町内での日中一時支援事業の拡充

(7) 食育の推進

【現状と課題】

母子保健連絡会が平成 20 年度に行った※生活リズム実態調査（対象：中学生まで）によると、「毎日朝食を食べない」まま登園したり、「朝食として主食のみを摂る」保育園児は見られませんが、「孤食（1人の食事）」や「食べ始めが遅い」子どもは、幼児から中学生のどの年代にも見られました。家族とのふれあいの場を持ち、生涯を通じて良好な食生活を実践する力を育むために栄養バランスの取れた朝食（ご飯（主食）、おかず、味噌汁（主菜、副菜）など）を摂ることが望まれます。

子どもの食育については、保育園、小中高等学校、地域活動、町、母子保健連絡会等が、それぞれ取り組んでいますが、関係者間での課題の共有について十分ではありません。

厚生労働省が行った平成 21 年国民健康・栄養調査（対象：20 歳以上）によると、習慣的に朝食をほとんど食べない者の割合は、男性 10.7%、女性 6.0%であり、男女とも 20～30 歳代で比率が高くなっています。習慣的に朝食をほとんど食べない者で、朝食を食べない習慣が「小学生の頃から」又は「中学、高校生の頃から」始まったと回答した者は男性 38.1%、女性 30.3%でした。子どもの頃から正しい食習慣を身につけるとともに、成人に対しては、働き方など社会的な要因を踏まえて、対象にあった支援が必要です。

食生活について知りたい情報の第 1 位は「食品の安全性」（平成 19 年度長野県食生活改善協議会木曾支部「健康意識調査」）でしたが、求められる「食品の安全性」の範囲も、農薬、食品添加物、遺伝子組み替え食品、食品表示、食中毒等多岐にわたります。「食品の安全性」に関する情報提供を行い、消費者が情報を活用し、自分にあった食生活について判断できる知識を身につけることで、健康な食生活を実践できるようになります。

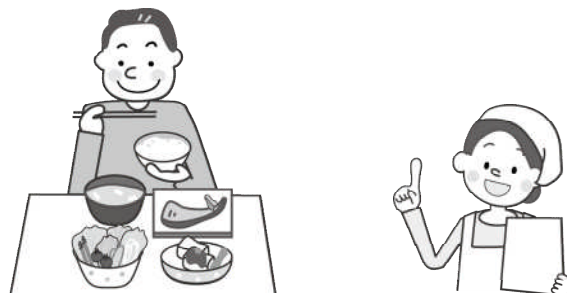
町でとれる産物を住民が理解し活用することで、生産から消費までの段階において、食品の安全性について意識を高めていくことも求められています。

【今後の方向性】

食育は、「食べる意欲」「いのちを大切に作る気持」を育てる等、子どもの頃から心と身体を育てる大切なものです。食生活と生活リズムは、子どもの成長・発達にとって相互関係も深いため積極的に実態把握しながら、情報として発信していきます。

- 規則正しい生活リズムと健康な食生活週間の実践
- 家庭における食育の推進
- 郷土料理の由来や、季節に応じた食材の活用法を知り、自分でも作ってみる
- 様々な、「食」を取り巻く環境について学ぶ

※〔生活リズム〕・・・人間には本来そなわった睡眠・覚醒・排便などの生活リズムがあり、ホルモンなどにより調節されています。この生活リズムに添った生活が望ましく、そのリズムを「生活リズム」といいます。



(8) 乳幼児健康診査等の充実

【現状と課題】

近年、ことばの遅れや※コミュニケーションがうまく取れない子どもが増加しています。3歳児健康診査は、保育園入園前に行われるため、集団生活の様子までは把握することが困難でした。入園後、集団生活を送る上で、落ち着きの無さ、こだわりなど個別の支援の必要性を感じる幼児が見られ、3歳児健康診査以降の※フォローとスムーズな就学支援、保護者の不安軽減を図ることが必要とされています。

また、虐待が危惧される事例もみられます。子どものかけがえのないのちを守り育てるため健康診査の充実とフォローの充実はもちろんのこと、関係者のネットワークによる早期発見等の対応が重要です。

平成18年度・20年度の母子保健連絡会の調査では、起床・就寝・排便リズム等、子ども達の生活リズムの乱れが明らかになり各分野で取り組みがなされていますが、遅寝の傾向などなかなか改善されてこない実態があります。子ども達の生活リズムは、大人の影響を多大に受けていると予想されますが、実態はつかめていません。大人の生活リズムの実態を把握し、課題を明確にして、関係機関と連携をとり、生活リズムの乱れが体に及ぼす影響等情報提供をすることにより、地域全体で改善策を検討する必要があります。

子どもたちの筋力が近年低下してきている実態から、家庭や各種団体等を通して情報提供するとともに、原因として考えられることを明確にし、改善に向けて地域全体で取り組む必要があります。

【今後の方向性】

疾病・虐待等の早期発見や早期療育への体制の充実、受診しやすい療育機関の整備と関係機関との連携、生活リズムの乱れや体力低下を防ぐため、関係機関との連携をとり大人の生活リズムの実態把握も行いながら課題を明らかにし、家庭・地域で取り組んでいけるような対策を検討します。

また、保護者と保育園、町が情報を共有し、相談しやすい体制づくり、きめ細かい対応を行っていきます。

■ 5歳児相談の実施

※〔コミュニケーション〕・・・意思や感情・思考を伝え合う事（話し合い）

※〔フォロー〕・・・経過を追って助けること

(9) 育児相談・親子教室

【現状と課題】

子どもへの継続的な支援が必要なときは、健診等で経過を診ながら療育相談を行い、おやこのひろば等遊びの場へ誘っています。また、あそびの場等への参加がなかった親子については、電話や家庭訪問で状況を把握し、親の育児不安に対応しながら必要な時には専門機関へつなげています。しかし専門機関は町内にはなく遠距離であるため保護者の負担が課題となっています。

また、保育園等との連携による健康診査のフォロー体制の拡充に努めています。

【今後の方向性】

親子の状況によりおやこのひろば等あそびの場への継続参加や、きそ子供センターへの通所や5歳児相談の実施など、健康診査のフォロー体制を充実させるとともに、おやこのひろば、保育園等との連携を一層進めることにより、健康診査においてのフォロー体制の強化を図ります。

(10) 家族計画指導

【現状と課題】

町では、新生児訪問、2ヶ月児相談等において、必要性のある方に家族計画指導を実施しているほか、外部講師が学校に出向いて、性感染症予防を含めた母性保護の大切さや正しい避妊方法等についての健康教育を実施しています。

望まない妊娠について、人工妊娠中絶での心身への影響を避けるため、今後、近隣の産婦人科医や保健福祉事務所等と連携を図りながら、家族計画指導の充実を進める必要があります。

【今後の方向性】

人工妊娠中絶の減少のため、さまざまな機会をとらえ、家族計画指導の拡充や意識啓発に努めます。

また、産婦人科医院等での家族計画指導を利用してもらうために、人工妊娠中絶に関する情報提供や情報交換を行っていきます。

- 望まない妊娠や性感染症を防ぐための啓発を行います。

※参考 人口妊娠中絶実施率 平成21年度全国平均 8.3%

(11) 訪問指導

【現状と課題】

現在、出生連絡票や養育医療の受給、医療機関からの連絡・健診等で把握した新生児に対して、保健師・助産師が訪問指導にうかがいます。

核家族化などに伴う親の孤立化、育児不安や悩みなどは児童虐待などの発生につながる恐れがあるので、母親の子育て支援として、訪問活動に取り組んでいます。

【今後の方向性】

訪問事業を周知徹底し、育児不安や家庭機能の脆弱な事例への関わりを充実するとともに、医療機関との連携を密にし、育児不安等を抱える妊婦や母親等に早期に関わるよう努めます。また、医療・教育・福祉との情報交換会や検討会による連携強化を図り、長期療養児に対しては、対応職員の質の向上を図ります。

(12) 歯科保健

【現状と課題】

現在、幼児健康診査の際や保育園児歯科健診及び指導の際に、歯科衛生士による指導を行い、幼児の食事・おやつとの与え方についての栄養指導を行っています。

しかし、幼児健康診査等の結果からみると、3歳児になるとう歯（虫歯）保有率が増加し、保育園児になるとさらに増え、年長児では3人に1人がう歯を保有しているという状況です。おやつとの与え方などの関係が予想されますが、原因についての課題は明らかになっていません。

【今後の方向性】

幼児健康診査、5歳児相談、おやこのひろば、保育園等様々な機会をとらえて、歯科保健についての正しい情報提供と日頃の手入れについての指導の充実を図ります。

(13) 子どもの人権

【現状と課題】

現代社会では、児童虐待等、子どもの人権が守られていない事例が多く見られるようになってきています。

子どもの人権を尊重するには、子どもが健やかに育つには何が必要かを、子どもの立場で考える必要があります。また、人格形成という面で幼児期における教育は大切であり、家庭のなかだけでなく日常生活全体から差別偏見をなくしていかなければなりません。

学校においては、単に授業で人権問題を取りあげるにとどまらず、日頃から一人ひとりが互いを認め合いながら、正しい人権感覚を身に付けていくとともに、差別は許さないという強い意思を持った児童生徒を育てていかなければいけません。

【今後の方向性】

保育園では、保育指針における「人権を大切にすることを育てる」という指針を参考として園児の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施します。保育士の各種学習会研修会への参加、保護者会時における園長の講話等を通じて、子どもの人権を守る意識の向上を図ります。

学校教育及び生涯学習を通じて、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努めます。学校教育では、人権教育の充実に向けた指導を推進するとともに、児童の人権に十分に配慮した教育指導や学校運営が行われるように努めます。

生涯学習においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、各種学級・講座等による学習機会の充実に努めます。

校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、※スクールカウンセラーを配置して教育相談体制の充実をはじめとする取り組みを推進します。

※〔スクールカウンセラー〕・・・学校などで生徒の相談に専門に答える事

(14) 思春期の健康と性の問題

【現状と課題】

思春期における保健対策は、従来、学校保健が中心になり実施されてきました。しかし近年、思春期の問題や地域福祉が大きくとりあげられるにつれ、保健所や医療機関などといった、地域保健機関と学校との連携が不可欠となってきました。町では平成13年度より、いのちの学習をテーマにした思春期体験事業を学校教育との連携により開催しています。

また、保健福祉事務所主催の思春期保健連絡会に参加し県内、郡内の状況について情報交換、育児支援を行いながら、各分野で取り組みを検討していきます。

【今後の方向性】

教育分野との連携のもと、思春期の子どもへの対策を検討していきます。また、思春期の健康問題について相談できる窓口等の情報提供に努めます。

また、性教育については、教育現場との連携を密にし各年齢に即し一貫した性教育体系の構築をしていきます。保護者に対して子どもの性教育に理解を持って家庭でも実施できるような体制づくりと、これらを実施していくことで、学校保健と地域保健の連携強化に努めます。

- 思春期相談窓口等の情報提供
- 思春期の子ども達が、性を大切なものにとらえ、自分や他人を思いやることができるような「いのちの学習」を根幹においた性教育を実施
- 思春期体験事業の継続と充実

(15) 思春期の心の問題～不登校対策を中心に～

【現状と課題】

不登校で相談があった事例に関しては、学校や児童相談所と連携を図り、専門スタッフのアドバイスを得ながら、個々の事例に対応しています。思春期における心の問題への支援のため「心の教室相談員」配置により、児童生徒の心のケアにあたっています。

不登校の児童生徒は、木曾郡内では依然として増加しています。不登校から引きこもりへ移行していく事例も多いため、初期に適切な相談ができるよう情報提供していく必要があります。

【今後の方向性】

※心理カウンセラーなど専門的知識をもった相談員の配備や、学校における相談体制の充実に努めます。

今後の思春期の子どもへの対策については、学校保健と地域保健との連携強化を図ります。また、各関係機関との連携強化に努めます。

※〔心理カウンセラー〕・・・心理相談を専門に行う人。児童相談所や病院にいる心理判定員など

(16) 「いじめ」の問題

【現状と課題】

最近の「いじめ」の実態は、巧妙で、その態様も次第にエスカレートしていく傾向にあるなど、執拗・陰湿な事例が増えています。文部科学省は統計上の基準として、「いじめ」を「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。」(文部科学省初等中等教育局児童生徒課「生徒指導上の現状について」(平成15年12月))としています。

いじめであるか否かの判断は、いじめられている子どもが、それをどのように感じているかであり、周囲はあらゆる機会を通じて確認する必要があります。

教職員は児童生徒との信頼関係を築くとともに、地域社会と連携して子どもの立場に立った学校運営や権利を保障するための多様な方法を検討する必要があります。

【今後の方向性】

※カウンセリング等の生徒指導研修により教職員の力量を高めるとともに、学校に設置されている「生徒サポートの会」「子どもの心を考える会」等を通じて家庭や地域との連携を深めるなど、いじめの根絶を図ります。

保護者は、普段から子どもと学校での出来事など話し合う時間をつくるよう心がけ、いじめの早期発見に意識的に努めるよう働きかけます。

- 学校との連携
- 「教育相談員」による相談の活用
- 「子ども人権 110 番」の活用
- 「子どもの人権専門委員」による相談の活用
- 児童相談所との連携

※ [カウンセリング]・・・問題を持つ人に対し、心理的な資料や経験に基づいて行われる援助の方法・技法

(17) 各関係機関との連携

【現状と課題】

現在、こどもサポート協議会・母子保健連絡会・学校保健委員会・支援会議・就学指導連絡会等で、保育園、各学校及び関係機関との連携を図っています。しかし青少年育成会・体育協会等地域の団体との連携は必ずしもとれていない状況です。

【今後の方向性】

引き続き保育園、各学校等と連携を図るとともに、子どもと関わる様々な関係機関と協力し、今後の取り組みに対し共に考えていける体制づくりに努めます。



3 子どもと親の生活基盤を支える

(1) 母子家庭・父子家庭等の自立支援の推進

【現状と課題】

母子家庭・父子家庭等の子どもの健全な育成を図るためには、保護者の自立に向けた就業支援に主眼をおき、子育てや生活支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域の母子家庭・父子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

【今後の方向性】

町営住宅入居や保育所の入所に際しての配慮等各種支援策を推進するほか、母子家庭・父子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取り組みについての情報提供を行います。

国や県、町が行っている各種手当の支給についての内容や、必要なときに利用できる保育サービスについて、広報等での周知に努めます。

- 町営住宅入居、保育所への優先入所の実施
- 母子自立支援員（県知事委嘱）の配置
- 県母子寡婦福祉資金の申請受付事務
- 各種相談・講習会等の広報活動
- 父子家庭への児童扶養手当支給

(2) 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

虐待の背景は多岐にわたります。子どもを虐待から守り、健全な心身の成長を促していくためには、虐待発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・※アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援を講ずることが必要です。

児童虐待に関する情報は、地域、民生児童委員から、また、町では各種子育て事業の際に職員等に寄せられる場合が多くなっています。プライバシーに関係することであり、虐待の確認には様々な問題があります。関係者がお互いに連絡を密にし、虐待を未然に防止することや早期のうちに発見するなど問題の解決を図る必要があります。また、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察など地域における関係機関の協力体制の構築が望まれます。

【今後の方向性】

発生予防として、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子家庭保健事業に努めます。

また、※虐待グレーゾーン等の早期発見・早期対応として、母親の育児不安の問題に早期に対応するため総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。

（被害に遭った子どもの保護の推進）

児童虐待により被害を受けた子どもの精神的な痛手を軽減し、立ち直りを支援するため、子どもへのカウンセリングや保護者に対する助言等、学校等の関係機関等と連携し、その支援に努めます。

- 新生児訪問指導の充実
- 日常保育での早期発見
- 教育機関・木曽保健福祉事務所・児童相談所・地域等との連携

- 児童虐待防止について町民への意識啓発
- 「子どもの相談窓口早見表」の配布
- 保健師、子育て支援担当、保育園による家庭訪問、相談事業、子育て講座
- 郡的組織との連携
- 小学校・中学校との連携
 - ※〔アフターケア〕・・・(社会や生活へ)復帰するための支援・援助・指導
 - ※〔虐待グレーゾーン〕・・・はっきりと断定できないが、虐待が疑われる状態・範囲
 - ※〔カウンセリング〕・・・問題を持つ人に対し、心理的な資料や経験に基づいて行われる援助の方法・技法

(3) 障害のある子の在宅サービスの充実

【現状と課題】

町内の、障害者自立支援法によるサービスは、ホームヘルプサービス等がありますが、児童デイサービス、短期入所サービスを提供する事業所はありません。このため、近隣市町村の施設を使用しなければならない状況にあります。これらのサービスを町内に整備するとしても、採算面から民間事業者の参入は見込まれずNPOの立ち上げについても人材不足により進まない状況です。

一方、自主組織として、障害のある子を持つ親の会である「育ちの会ぱれっと」や、障害のある子の余暇活動を支援する「C&P」等のグループがあり、定期的な会議や交流活動等を行っています。

【今後の方向性】

社会福祉協議会と連携のうえ、デイサービスや短期入所サービスの実施を検討します。社会資源が少ない中で、これらサービスに代わるものとして、障害者日中一時支援事業の実施と障害のある子を支える団体の育成に努めていきます。

また、今後も「育ちの会ぱれっと」や、「C&P」等のグループの交流活動等に対して支援協力していきます。

(4) 相談

【現状と課題】

保護者が抱える様々な悩みや問題に対して、相談に添えていく必要があります。

保育サービスなどに関する苦情や相談については、公正な視点での判断に基づく対応が引き続き必要です。現在、役場・保育園では苦情相談窓口を設置しています。

また、教育委員会では、毎月1回教育相談所を開設し、教育・子育てについての相談活動を実施しています。

【今後の方向性】

育児中の保護者が抱える不安や悩みには様々なものがあると考えられ、気軽に相談できる教育相談等の運営に努めます。

役場・全園に設置した「保育所苦情相談窓口」に寄せられた保育所に対する意見・要望及び苦情等を適切に解決し、保育所利用者の満足度を高め、利用者個人の権利擁護と保育所の信頼確保に努めます。

- 苦情解決のための第三者委員の設置
- 子育て支援事業による各種相談

4 生き生きと楽しい子育てを応援する

(1) 地域子育て支援センター

地域で子育て支援を行うための中核として、育児相談や育児グループ支援、子育て支援情報の発信等を行うもの

【現状と課題】

子育てについて不安や負担を感じている親は多く、子どもを叱りすぎているかという不安や、病気・発育の心配など、多くの悩みを抱えています。同時に自分の自由な時間が持てないなどと育児に追われている状況もうかがえます。こうした親の悩みや心配ごとの相談に応じられる体制づくりが必要です。

【今後の方向性】

地域全体で子育てを支援するため、子育て家庭における育児不安負担等についての相談、子育てサークル等への支援、親子の交流の場、あそびの提供、講演会などを開催します。また、地域全体で子育て支援体制を構築していく拠点施設として、子育て支援センターの設置に努めます。

(2) おやこのひろばの充実（地域子育て支援拠点事業）

【現状と課題】

子どもの遊ぶ場所がない、仲間づくりがしたい等の声から、閉校となった小学校の一室や南木曾会館の一室を利用し未就園児を対象とした「おやこのひろば」を平成21年度から開催しています。

こどものあそび場を提供することで親が子どもを連れて気軽に集い、親同士が交流しながら様々な子育ての悩み等を相談できる場所として利用していただいておりますが、利用者はまだまだ少ない状況です。

また、子どもの成長発達に応じ、遊びが変わり、母親の悩みも変わってくるので、年齢別に実施していく必要があります。

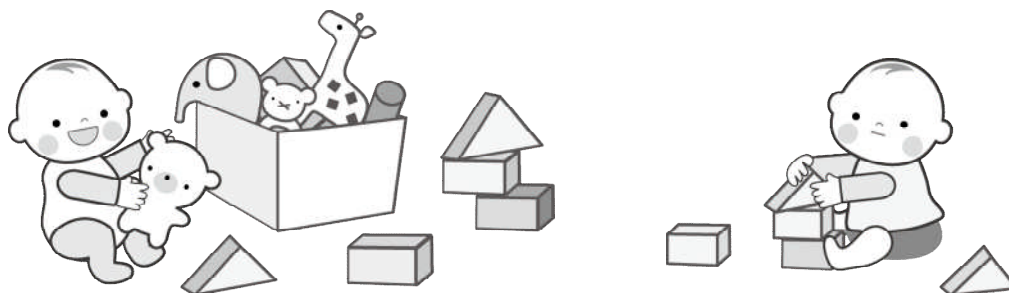
【今後の方向性】

遊びを通じて保護者が子どもに向き合うことに楽しみを感じ、子育てを楽しもうとする意識を高められるように支援します。

子育てに関して学ぼうとする気持ちを尊重しながら必要な支援を実施します。

また、地域における保護者同士の交流を促進し、保護者の孤立化と、育児不安を解消する場として引続き「おやこのひろば」の充実に努めます。

子育て支援事業を地域に一層浸透させるため、関係機関と連携し、幅広い情報の発信と、子育て親子の交流体制、雰囲気づくりに努めます。



(3) 子育て情報を発信

【現状と課題】

地域における子どもと子育てを支える活動は幅広く行われていますが、町内全域の子どもや子育てを支援する活動に関する情報発信が不足しています。

【今後の方向性】

様々な子育て支援情報を発信していくため、広報誌や町のホームページへの掲載など様々な方法で行い、利用者がいつでも公平に情報を受けることができる体制づくりに努めます。

- 多様な情報の収集体制の整備と幅広く情報を発信。

(保育所などの地域子育て支援に関する町のホームページを活用)

(4) 研修・学習会の推進

【現状と課題】

今の子ども達は、自然体験や生活体験等、様々な体験が不足しています。一方、親の間には、子育ての負担感や育児に関する悩みなどが広がっています。

地域において子どもや子育てを支えていくためには、町民(親)一人ひとりが子どもや子育てに関心を持ち、地域全体で支えようという意識を持つことが必要です。

親だけでなく、高齢者、これから親になる世代の若者、地域、企業経営者等も含め、子育てに関する「意識改革」が必要です。

【今後の方向性】

自然体験や生活体験等が不足している子ども達の実態等を参考に、子どもと子育てを地域で支えていくという意識を高めていくため、その重要性や役割などに関する講演会などを実施します。

地域の方とのふれあいや交流の中で子どもたちへの関心を高め、地域の教育力の向上につながるような事業展開を目指します。

また、児童生徒(小中学生)に対し、総合学習や家庭科の授業を用いて子育てに関する学習を行っていくとともに、思春期体験事業、保育所での乳幼児とのふれあい体験など、小中学生への学習機会の充実を図ります。



5 子育てと仕事の両立を支える

(1) ファミリーサポートセンター

残業等の理由により保育所等への送迎ができない場合や緊急に子どもを預かって欲しい場合など、「子育ての手助けをしてほしい人（依頼者）」と、「子育てのお手伝いをしたい人（サポーター）」が会員登録し、お互いに助け合う相互援助活動組織のこと

【現状と課題】

臨時的就労・短期的就労への支援や専業主婦の緊急時の対応として平成 17 年度から実施していますが、サポーター会員の減少により十分な支援が出来にくいという課題があります。

【今後の方向性】

「子育てと仕事の両立支援」、「地域で子どもと子育ての支援」という観点から、子育て家庭の幅広いニーズに柔軟に対応できるように、ミニファミリーサポートセンターを継続して実施するとともに、機能の充実に努めます。

- 地域で子どもと子育てを支える制度として、継続して広報誌等を通じて町民への浸透を図ります。
- 利用しやすい方法を検討します。

(2) 延長保育サービス

【現状と課題】

現状の延長保育は町内全ての保育園で実施しており、早朝が 7 時 30 分から、夕方が 6 時までとなっています。

【今後の方向性】

園児数の減少により利用者の少ない園では保育士の体制など課題もありますが働く保護者にとっては重要なサービスであり、当面、現状での実施とします。

- 延長保育時間
月～金曜日 早朝 7時30分 ～ 8時30分
延長 通常保育終了後 ～ 18時00分
土曜日 早朝 7時30分 ～ 8時30分（延長はなし）

(3) 一時保育サービス

一時保育サービスは、パートなど保護者の就労形態により認可保育所の入所基準に満たない場合、保育者の事故・疾病等による場合、育児リフレッシュ等の私的理由による利用など、認可保育所等において一時的に保育を行うもの

【現状と課題】

現状では、一時保育のための施設も整備されていないこと、職員配置ができないことから一時保育は実施していません。しかし、緊急の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気）や学校行事等での一時預かりのニーズは高いと考えられます。

【今後の方向性】

「おやこのひろば」で一時預かりのサービス提供ができるよう実施に向け検討していきます。

(4) 休日保育サービス

保護者の就労による利用のほか、保護者の事故・疾病等の緊急的な場合、または育児リフレッシュなど私的理由により、保育所が休みとなる日曜日や祝日、年末年始に保育所を開所し、保育を行うもの

【現状と課題】

現在、休日保育は実施していません。

【今後の方向性】

当該ニーズは低いことから、休日保育の実施については当面不要と考えます。

(5) 障害のある子どもの保育

【現状と課題】

近年、支援の必要な子どもが増えています。一人一人のこどもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、すべての子どもが共に成長できるよう保育しています。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から家族と共に専門機関と連携を図り、適切なアドバイスを受けながら取り組んでいます。

【今後の方向性】

一人一人の障害が多様であることから子どもたちが発達してきた過程や心身の状態を把握、理解し、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら、保育を展開していきます。

また、保護者や関係する専門機関と連携し、子どもにとって最も適していると思われる支援のあり方を考えていきます。

(6) 病時・病後児保育サービス

病気回復期にある児童が、保護者の就労等の理由により、保育を受けることが出来ない場合に、町内の小児科医院に開設する病後児保育室などにおいて保育をおこなうもの。

【現状と課題】

この保育サービスについては、医療機関などに保育機能を付加する施設型、保育所に病後児保育室を併設し、専門の看護師、保育士等を配置して行う施設型（保育所併設型）、及び看護師等を派遣する派遣型があります。

医療機関などに保育機能を付加する施設型については、町の医療機関の現状から実施が困難であると思われます。

【今後の方向性】

子どもの病時・病後は保護者が側で見守ることが子どもにとって最良だと考えるため当面は実施しません。

(7) 放課後子どもプラン（放課後児童健全育成事業）

小学生を対象に、放課後や長期休業中、子どもたちの安全・安心な子どもの活動拠点を公共施設に設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを行う事業

【現状と課題】

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て能力、教育力の低下等、子どもを取り巻く環境も大きく変化しており、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保と次世代を担う児童の健全育成支援が必要となっています。

【今後の方向性】

子どもの安心・安全と子育て・子育て支援の一環として地域ぐるみで取り組む総合的な放課後対策を推進します。事業の推進にあたっては関係機関との連携を密にし、地域において子どもたちの心豊かで健やかに育まれる環境や安全・安心な活動拠点を確保するとともに、子どもたちの様々な体験活動、地域住民との交流活動などに努めます。

- 放課後子ども教室の開設について、関係団体との連携・協力のもとで進めます。

(8) 相談窓口の連携

【現状と課題】

子どもや子育てに関する相談については、その事例によって内容が多岐にわたるため、1回の相談や1つの相談窓口での解決が困難な場合があり、複数の部署や窓口が連携しながら対応していくことが必要な状況です。

一方、社会が複雑化し、核家族化や地域との関係の希薄化により、様々な問題を抱えながら孤立化する子育て家庭が増加しているため、相談件数は今後ますます増加すると思われます。

町では、生活全般について相談を受け、相談内容により児童相談所、県家庭相談員・母子自立支援員等につなぎ、自立、就職支援に努めています。

【今後の方向性】

多様な相談にも的確に対応できるよう、各種相談機関の連携体制を整えます。また、利用者や関係者が迷うことなく相談できるよう、各相談機関に関する情報をまとめて提供します。

(9) 広報・啓発の推進

【現状と課題】

親同士のネットワーク化を図り、関係団体との連携協力のもとで健診、親子教室、予防接種などのお知らせ、新規事業啓発等の広報紙への掲載など、あらゆる機会を通じた広報活動の継続が必要となっています。

【今後の方向性】

今後も多様な手段により積極的に情報提供を行います。

- 町ホームページ
- 広報紙等の活用
- 各種しおり等の作成
- 「みんなのカレンダー」に掲載

6 子どもと子育てを支える地域づくり

(1) 子育てサークルをサポート

【現状と課題】

子どもと子育てを見守り、支えていく地域社会をつくっていくためには、地域社会と行政が一体となって地域づくりを進めていくことが重要です。地域において子どもと子育てを支えていく活動は大変重要な役割を担っています。地域の子育てサークルが抱えている課題としては、活動場所や集える場所、情報交換できる場所がない、活動する人を集めるのが大変等があげられています。

【今後の方向性】

自主的な子育て支援サービス・保育サービスの効果的な提供と質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワーク化を図ります。

子育てサークルの活動等の情報を様々な手段により町民に提供します。また、個々のサークルが集う場所の確保に努めるとともに自らの資質向上を目的とした研修会などに対して支援を行っていきます。

- 子育て支援サービス等のネットワーク化
- 子育てサークルが連携し、情報交換できる環境（場所）整備
- 子育てサークルの連携や資質向上に資する事業支援

(2) 子どもの健全な育成を推進

【現状と課題】

町内では、青少年育成会等を中心に子どもの健全な育成を目的とした団体が各地域において活動しています。これらの団体は、青少年の健全な育成や指導者の育成のために公民館、関係機関等と連携を図りながら地域との交流の場となる行事を実施し、様々な機会を通して啓発や推進活動を実施しています。地域を中心としたこうした活動は、近年の少年事件などの問題に対応するうえでも、一層重要なものになってくると考えられます。

一方、社会環境や家庭機能の変化に伴い、子どもの食生活や睡眠において、様々な問題が見受けられるようになりました。子どもにとって食事は「食べる意欲」「命を大切にする気持ち」を育てるなど、子どもの心と身体を育てる大切なものです。また、食と睡眠は、子どもの成長・発達にとって相互関係も深く、食と睡眠の大切さを積極的に情報として発信していく必要があります。

児童数の減少や、親の過保護、またテレビやゲーム等の一方的な情報の増加が、子どもが集い遊ぶ機会を減少させています。そのことが遊びを通じて獲得する社会性の発達に大きな影響をあたえたと考えられます。こうしたことから、地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりの推進が求められています。

【今後の方向性】

たくましい青少年の育成と健全な社会環境づくりに重点を置き、家庭・学校・地域社会・行政が一体となった取り組みを総合的かつ効果的に推進します。

家庭における健全な食習慣の確立を図るため食育についての啓発・推進活動に努めます。

子どもの居場所を確保するため、地域ボランティアによる住民自身による支え合い活動を促進し、保育園や公民館等既存の公共施設を開放し、より地域に密着した利用しやすいサービスの提供を目指します。

- 青少年育成会の活動支援と地域での子育て支援
- 意識啓発のため、研修会・講演会を実施
- 食育にたずさわる機関相互の連携を推進
- 子どもの居場所づくりを推進

(3) 子どもと子育てを支える社会環境づくり

【現状と課題】

育児休業については、育児や介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を目的として平成11年に育児・介護休業法が改正されたものの、「育児休業の取得に対する職場の理解が低い」ことや「経済的に苦しくなる」等の理由で、その制度が十分に活用されていない状況です。また、子どもの健全な育ちのためには、親や従業員の意識改革も重要になってきており、国は、従業員300人を超える企業に次世代育成支援行動計画策定を義務づけました。

「夫婦で子育てする」ことを考える中で、子育ては母親がするものだという社会通念もいまだに残っており、父親とともに子育てするという意識改革が必要です。職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識など、働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消することも必要です。

【今後の方向性】

労働者に対する制度としての育児休業制度や、事業主に対する雇用環境の改善とその整備に関する各種支援策や助成制度について広報等により町民への周知を図り、ハローワーク（公共職業安定所）商工会等の関係機関と協力して、仕事と育児・介護の両立ができる就業環境の向上に努めます。また、将来を担う後継者の健全な育成という視点から、企業や自営業者に「子ども達の育ちを支えるための企業の役割」についての啓発活動に努め、関係機関との連携を推進していきます。

労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発・情報提供等を、県や関係団体等と連携を図りながら推進します。

また、生活の基本である住環境の向上を図るための住宅施策を推進し、子育てと仕事が両立できる環境づくりに取り組めます。

- 商工会、ハローワーク等の関係機関との協力により仕事と育児を両立できる就業環境の向上
- 地域の高齢者等や、シルバー人材センターの活用
- 子育て世帯を対象とした住宅施策の推進

(4) 公民館・社協・スポーツ団体等との連携

【現状と課題】

公民館の役割は、時代や社会の変化とともに変わってきましたが、時代と社会が変わっても「地域づくりとその担い手である人づくり」という公民館の役割は変わっていません。また、「地域課題、現代的課題を教育的課題として捉え、地域の実情に合わせてプログラム化すること」、「学習により地域住民が具体的課題を共有し、その解決に向け協働の取り組みを展開すること」という公民館の役割も脈々と現在に受け継がれています。

現在町には、本館と地域ごとに設置された7分館があり、それぞれ連携をとりながら生涯学習、地域づくりに取り組んでいます。近年は、子育て支援の取り組みや、健康づくり、高齢者や障害

者とともに歩む地域福祉の理念につながる活動も多くなっています。

また、社会福祉協議会やスポーツ団体等関係団体と連携した活動も重要です。

【今後の方向性】

公民館活動、地域づくりの取り組みの中で、子育て支援の輪を広げていきます。公民館と社会福祉協議会等関係団体との連携を図り、この活動を中心に将来の南木曾町を担う地域の宝である子ども達を地域で育てていくという意識を地域住民一人ひとりにしっかり持ってもらえるようにします。

(5) 地域において子どもや子育てを支えるという関心高揚

【現状と課題】

社会環境の変化により今の子どもたちは、昔の子どもに比べて自然体験や生活体験など、様々な体験が不足しているといわれています。一方、親の間には、子育ての負担感や育児に関する悩みなどが広がっています。

【今後の方向性】

子どもと子育てを地域で支えていくという意識を高めていくため、その重要性や役割などに関する講演会などを広く町民を対象として実施します。子どもたちと地域の方とのふれあいや交流の中で、子ども達に関心を持っていただき、地域の教育力の向上につながるような事業展開を目指します。

- 地域で子どもや子育てを支えることの重要性についての啓発、家庭教育啓発事業の活性化（子育て講演会開催、入園・入学説明会等を活用した子育て講座、PTA等社会教育団体、社会福祉団体との共催による子育て講演会の実施）
- 体験活動事業の実施（小学生との交流、中学生職場体験、思春期体験、高校生のすくませ修行体験等）



7 子どもが安心して生活できる環境をつくる

(1) 交通安全教室の開催

【現状と課題】

子どもの交通安全を確保するための活動として、関係機関の協力により体験的・実践型の交通安全教室の開催に努めています。交通安全期間中においては、警察、保育所、学校、交通安全指導員等と連携をとり街頭指導を実施しています。

【今後の方向性】

幼児に対する交通安全教育は発達段階における子どもの交通事故防止・交通安全意識の高揚に不可欠であることから、警察、保育園、学校、交通安全指導員等との連携を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

- 子どもの交通事故防止
- 交通安全に対するルールを守り、交通マナーを実践する態度や基本的な道路安全通行の技能及び知識の習得

(2) 子どもを対象とした防犯指導の実施

【現状と課題】

子どもを対象とした防犯指導は、各園・各学校において実施される防犯訓練や安全指導を通じて行っています。

学校では、地域に開かれた学校を目指している一方で、侵入者により子どもが被害に遭う事件が起きている。

現在、夜間の通学路の安全を確保するため、学校や地域の実情に応じた対応がとられています。今後、今後もさらにその充実を図る必要があります。

【今後の方向性】

効果的な防犯指導を各園・各学校で行うためには警察をはじめとする関係団体の協力が不可欠でその協力体制を整えるとともに、不審者侵入時の避難訓練の実施に努めます。

毎年、危機管理マニュアルの見直しを行い、犯罪が起こった場合の職員の対処法を確認します。

P T Aや防犯協会、青少年育成連絡協議会と連携を図り、街頭指導・パトロール活動を実施し、犯罪の防止に努めていきます。

防犯機器類の研究・斡旋についてはその信頼性や使用について十分に周知・指導を行う必要があることから、今後、調査・研究を進めます。地域の協力を経て、通学路等を中心に防犯灯の設置・整備に努めます。

- 不審者侵入時の避難訓練を全園・全校で実施
- 危機管理マニュアルの見直し
- 防犯灯設置の推進

(3) 「子どもを守る安心の家」等緊急避難場所の設置

【現状と課題】

子どもを非行・犯罪等の被害から守るため、現在「子どもを守る安心の家」を各地区に設置していますが、従来の設置箇所のみであり、一般への周知も含め見直しが求められています。地域における連帯感の低下により、犯罪に対する抑止力が低下することが危惧されています。犯罪や青少年の非行を未然に防ぐため、関係機関との連携をさらに密にし、町民の防犯意識の啓発や地域のコミュニティ活動を推進し、防犯体制の強化を図る必要があります。

【今後の方向性】

家庭・地域・関係機関と連携し、町民総ぐるみの防犯活動を推進するとともに、地域コミュニティ活動を促進し、地域の連帯意識の高揚を図ります。日頃から声かけ運動を行い、非行や犯罪が起りにくい環境をつくっていきます。

- 「子どもを守る安心の家」の周知・徹底を図ります。(現在 30 か所設置)
- 小学校の通学路の指定・点検の実施

(4) 学校等における防犯(危機管理)のための施設整備

【現状と課題】

子どもに安全で豊かな学校環境を提供するためには、学校施設の整備を適切に行っていくことが必要です。近年、凶悪な児童殺傷事件が発生しており、従来にもまして児童生徒の安全確保及び学校管理に努めることが求められています。

このような状況の中、保育園・学校施設の防犯対策としては、不審者の侵入を抑止することと、万が一不審者が侵入した場合に児童生徒の安全確保のために即応できるシステムなど対策を講じなければなりません。

ただし、施設・設備面における対策のみで児童生徒の安全を守りきることは限界があり、施設・設備面における対策とともに、管理運営面での対応や、保育園・学校の保護者や地域の関係機関・団体等との協力体制等、ソフト面での取り組みも不可欠です。

【今後の方向性】

地形上、学校敷地への立ち入りを完全に遮断することは難しいため、各学校等の実態、必要に応じた安全対策、防犯対策を進めていきます。施錠の徹底、職員からの死角の解消等を図るとともに、侵入に対する通報装置の設置も順次進めていきます。

(5) 野生動物への対応

【現状と課題】

町内各地区で『熊』が目撃され、学校通学路まで出没しました。過去には猿が児童へ危害を加えた事例もあり、野生動物に対する児童生徒の通学の安全対策が課題となっています。

【今後の方向性】

児童通学路の当面の安全対策については、状況を見ながら関係機関などと連携して安全確保に努めます。

第4章 資料編

- 南木曾町地域福祉計画策定推進懇話会設置要綱
- 地域福祉計画策定フローチャート
- 地域福祉計画策定推進懇話会（子育て支援部会）名簿
- 子育て支援部会調整会議メンバー

南木曾町地域福祉計画策定推進懇話会設置要綱

(設置)

第1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画を策定推進するにあたり、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者、社会福祉に関する活動を行う者等の意見を広く求めるため、南木曾町地域福祉計画策定推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(計画の趣旨)

第2 地域福祉計画は、地域福祉の推進に関する事項として、次に掲げる事項を一体的に定め、福祉サービスの総合的・計画的な推進と地域福祉活動への住民参加の促進を図る地域福祉の総合計画とする。

- (1) 福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉活動への住民の参加の促進に関する事項

(審議)

第3 懇話会は、地域福祉計画の策定推進に関し必要な事項を審議するとともに、次に掲げる地域福祉計画を構成する個別計画について審議する。

- (1) 老人保健福祉計画に関する事項
- (2) 障害者福祉計画に関する事項
- (3) 男女共同参画計画に関する事項
- (4) 健康づくり計画に関する事項
- (5) 次世代育成支援行動計画に関する事項
- (6) その他、地域福祉計画に属するその他の計画に関する事項

(総務会及び部会)

第4 懇話会に総務会と次に掲げる部会を置く。

- (1) 第3第1号関係部会（高齢者保健福祉部会）
- (2) 第3第2号関係部会（障害者福祉部会）
- (3) 第3第3号関係部会（男女共同参画部会）
- (4) 第3第4号関係部会（健康づくり部会）
- (5) 第3第5号関係部会（子育て支援部会）

2 総務会は、部会で審議された個別計画及び個別計画の推進について、審議承認する。

3 部会は、個別計画毎に計画策定及び計画推進について審議し、総務会に報告するものとする。

(組織)

第5 懇話会は、第4に規定する総務会及び部会の所属と併せて、町長が委嘱する。

2 懇話会に会長及び副会長、部会に部会長及び副部会長を置き、町長が懇話会の委員の内からこれを指名する。

3 総務会は、会長、副会長、部会長、副部会長で構成する。

4 会長は、会務を総理し、副会長は会長に事故あるとき、その職務を代行する。

5 部会長は、部会を総理し、副部会長は部会長に事故あるとき、その職務を代行する。

(会議)

第6 懇話会の会議は、懇話会及び総務会並びに部会とする。

- 2 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総務会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 各部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
(調整及び助言等)

第7 懇話会は、必要があると認めるとき、総務会及び部会に実務担当者による調整会議を設けることができる。

- 2 懇話会は、必要があると認めるとき、第6に規定する会議へ委員以外の者の出席を依頼し、助言等を求めることができる。
(任期)

第8 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
(事務局)

第9 懇話会の事務局は住民課に置く。
(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。
(要綱及び規程の廃止)

2 次に掲げる要綱及び規程は、廃止する。

- (1) 南木曾町介護保険事業計画等策定懇話会設置要綱(平成10年南木曾町要綱第5号)
- (2) 南木曾町障害者計画策定懇話会設置及び運営要綱(平成11年南木曾町要綱第3号)
- (3) 南木曾町健康づくり推進協議会規程(昭和54年南木曾町訓令第2号)

前 文(抄)(平成17年3月31日告示第19号)

平成17年4月1日から適用する。

南木曾町次世代育成支援行動計画（後期計画）

平成23年3月

策 定 南木曾町地域福祉計画策定懇話会
（子育て支援部会）

発 行 南木曾町 住民課
〒399-5301 長野県木曾郡南木曾町読書 3668-1

TEL. 0264-57-2001

FAX. 0264-57-2270

<http://www.town.nagiso.nagano.jp/>